

第 8 次山梨県地域保健医療計画（素案）に対する意見

パブリックコメント

(1) 寄せられた意見の数 0 件

(2) 寄せられた意見の計画への反映

区分	件数
修正加筆等意見反映	0 件
記述済み	0 件
実施段階検討	0 件
反映困難	0 件
その他	0 件
合計	0 件

関係団体からの意見

(1) 寄せられた意見の数 17 件（6 団体）

(2) 寄せられた意見の計画への反映

区分	件数
修正加筆等意見反映	12 件
記述済み	4 件
実施段階検討	0 件
反映困難	0 件
その他	1 件
合計	17 件

■第8次山梨県地域保健医療計画（素案）に対する関係団体等からの意見対応

No.	意見提出者	意見の概要	意見に対する県の考え方（対応方針）		該当箇所					
			区分	概要	章	節		ページ		
1	峡北広域行政事務組合消防本部	峡北地域は中北医療圏に属しているが、救急搬送患者の約半数が峡中地区の医療機関への搬送となっている。また来年度から韮崎相互病院も二次救急から外れ、医師の働き方改革に相まって峡北地域は一層受け入れ体制が厳しくなることが想定される。今後の救急医療体制を維持させるため、峡北、峡中の枠を取り除いた大きな中北二次医療圏体制の推進を要望します。	記述済み	計画では、「各圏域の実情に応じ、休日・夜間の病院群輪番制における区域や各医療機関の役割等の見直しを図るなど、限られた医療資源の効率的な活用について検討していきます。」と記載しているところです。	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	6	救急医療	施策の展開	145 146
2	峡北広域行政事務組合消防本部	令和6年3月現在、韮崎相互病院は輪番病院となっているが、来年度の4月より輪番から外れるため計画策定後すぐに現状と整合がとれなくなる。注釈としてその旨の追記を要望します。	修正加筆等意見反映	令和6年4月時点に変更しました。	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	6	救急医療	医療圏別救急医療体制表（令和5年3月現在）	149
3	山梨県保険者協議会	後期高齢者は、複数の慢性疾病を有し、フレイルなどを要因とする老年症候群の症状が混在するなどの「高齢者の特性を踏まえた」取組が必要とされている（高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン等）を鑑み、課題として、高齢者に対してはその特性を踏まえた取組が必要であることの記載をお願いしたい。	修正加筆等意見反映	P116に次のとおり追記します。 「○ 高齢者に対しては、複数の慢性疾病を有し、フレイルなどを要因とする老年症候群の症状が混在するなどの特性があることから、その特性を踏まえた取組が必要です。」	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	4	糖尿病	現状と課題「診断」	115 116
4	山梨県保険者協議会	現状と課題の本文中に「疾病予防・介護予防等を中心に医療・介護が連携した総合的な対策」とあるが、これは広域連合と市町村で行っている高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施も含まれるのではないか。一体的な実施については令和6年度より全市町村で実施することとなっている。「講じる必要があります。」では今から実施するというイメージがあるがどうか。	修正加筆等意見反映	P229「総合的な対策」に一体的実施が含まれるという解釈の中で、「対策を講じる必要があります。」を「対策を強化します。」に変更します。	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	13-5	今後高齢化に伴い増加する疾患等	現状と課題	229
5	山梨県保険者協議会	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進について記載をお願いしたい。	修正加筆等意見反映	医療費適正化計画の記載に合わせ、P230に次のとおり追記します。 「○ 後期高齢者医療広域連合と市町村による高齢者の保健事業と介護予防を効果的に行うため、「一体的実施」を推進します。」	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	13-5	今後高齢化に伴い増加する疾患等	施策の展開「疾病予防、介護予防の機能強化」	230
6	山梨県保険者協議会	後期高齢者は、複数の慢性疾病を有し、フレイルなどを要因とする老年症候群の症状が混在するなどの「高齢者の特性を踏まえた」取組が必要とされている（高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン等）を鑑み、課題として、高齢者に対してはその特性を踏まえた取組が必要であることの記載をお願いしたい。	修正加筆等意見反映	P245に次のとおり追記します。 「○ 慢性疾患や複数の疾患を抱える高齢者の特性を踏まえた取組が必要です。」 ※主な生活習慣病ではなく、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに追記します。（健やか山梨21（第3次）との整合のため）	6	保健・医療・福祉	1	健康づくり	現状と課題「個人の行動と健康状態の改善」【主な生活習慣病】	243
7	南部町	「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の位置付けにつきましては、第8次山梨県地域保健医療計画の別冊に記載されるものと認識しておりますが、記載にあたっては、令和5年9月29日付け南福発第9-79号「在宅医療に必要な連携を担う拠点に関する意見（南部町）」及び、令和6年2月1日付け南福発第2-5号「第8次医療計画における在宅医療に必要な連携を担う拠点に関する山梨県地域保健医療計画への記載内容について」を御考慮ください。	その他	「在宅医療に必要な連携を担う拠点」につきましては、各市町村でのこれまでの取組について理解している保健所との協議を踏まえ、検討して参ります。	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	12	在宅医療	施策の展開【在宅医療に必要な連携を担う拠点】	208

■第8次山梨県地域保健医療計画（素案）に対する関係団体等からの意見対応

No.	意見提出者	意見の概要	意見に対する県の考え方（対応方針）		該当箇所					
			区分	概要	章	節		ページ		
8	甲府市		記述済み	健康増進法に明記されている標記としているため、修正不要と判断しました。	3	人材の確保と資質向上	5	管理栄養士・栄養士	<推進体制>	68
9	甲府市	「保健所」の表現について、H31年4月より甲府市保健所が設置されたことから、記載方法の調整が必要と思われます。 例えば、 P68<推進体制>図内「都道府県（保健所）、保健所設置市」	修正加筆等意見反映	「◎健康危機管理体制」を「◎県の健康危機管理体制」に修正するとともに甲府市保健所と県保健所を区分して明記します。	7	安全で衛生的な生活環境の整備	1	健康危機管理体制	◎健康危機管理体制	277
10	甲府市	の記載方法と、 P277◎健康危機管理体制図内「保健所」「本庁・保健所」、 P279「保健所、<推進体制>図内「県（保健所）」、 P284<食品衛生監視指導の連携体制>図内「保健所」 の記載方法が異なっています。	修正加筆等意見反映	「県・甲府市（保健所）」に記載を修正します。	7	安全で衛生的な生活環境の整備	2	医薬品等の安全管理	<推進体制>	279
11	甲府市		修正加筆等意見反映	「保健福祉事務所（保健所）」に修正します。	7	安全で衛生的な生活環境の整備	4	食品の安全確保対策	<食品衛生監視指導の連携体制>	284
12	韮崎市	県内の看護師等養成所の卒業者が県内医療機関・県市町村に就職してもらえるような取り組みも必要かと思えます。県立大の同級生は半分が県外出身で半分以上が県外へ就職していました。	記述済み	計画では、「看護管理者研修をはじめとする看護職員の研修や新人看護師研修等の実施を通じ、医療機関における看護職員の離職防止及び定着への取り組みを支援するとともに、院内保育所の運営費助成など、定着対策を実施します。また、医療機関等が抱える看護職員確保・定着における課題の解決に向けて、看護職員が働き続けられる魅力ある職場づくりの取り組みを積極的に支援していきます。」と記載しているところです。	3	人材の確保と資質向上	4	看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）	施策の展開	63
13	韮崎市	かかりつけ医からDM専門Dr.（糖尿病専門医）への紹介・連携割合は現状どのくらいなのか？ 専門Dr. 実際にはコンサルトしないDr. が多い印象があります。数値目標を設定するなど、もっとかかりつけ医と専門Dr. との連携を県でも取り組んでほしいです。	記述済み	「かかりつけ医から専門医への紹介患者数」は現状値が把握できておらず、目標値として設定はしないが、参考値として今後数を把握する方向で検討を進めていく予定です。 また、計画では「かかりつけ医から糖尿病専門医・専門医療機関への紹介基準の見直し等により、病診連携を推進します。かかりつけ医と腎臓病専門医との病診連携体制の強化・充実を推進していきます。」と記載しているところです。	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	4	糖尿病	施策の展開	120
14	甲州市	16行目 「看護ステーション」→「訪問看護ステーション」	修正加筆等意見反映	「看護ステーション」→「訪問看護ステーション」へ修正します。	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	12	在宅医療	現状と課題 「在宅医療の提供体制の現状」	195
15	甲州市	8行目 「市町村が在宅医療・介護連携の主体」→「市町村が地域支援事業における在宅医療・介護連携推進事業の実施主体」	修正加筆等意見反映	「市町村が在宅医療・介護連携の主体」→「市町村が在宅医療・介護連携推進事業の実施主体」へ修正します。	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	12	在宅医療	施策の展開 「在宅医療に必要な連携を担う拠点」	208
16	甲州市	表中「（イワリガ、イヅ等）」→半角カタカナでは読みにくいので全角へ修正をお願いします。	修正加筆等意見反映	全角カタカナに修正します。	5	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	13-1	感染症	施策の展開	214
17	甲州市	17行目 「介護支援専門職員」→「介護支援専門員」だと思われま	修正加筆等意見反映	介護支援専門員に修正します。	6	保健・医療・福祉	2	高齢者保健福祉	施策の展開 「医療と介護の連携の推進」	250

■第8次山梨県地域保健医療計画（素案）に対するパブリックコメント、関係団体からの意見以外の要因による修正加筆

No.	該当箇所				修正加筆の要因	修正加筆の内容	
	章	節	項目	ページ			
1	5	疾病・事業ごとの 保健医療の連携体制	4	糖尿病	数値目標	122	<p>「特定健康診査での受診勧奨により実際に医療機関へ受診した糖尿病未治療患者の割合」が示されたことから数値目標に追加掲載</p> <p>現状：29.0%（R3山梨県） 目標：33.7%（R3長野県）</p> <p>※現状値が全国平均（27.2%）を上回っていることから、 全国1位の長野県数値を目標値として設定 ※糖尿病WG座長及び委員には事前周知済み</p>